

駒場団地自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる地域の共同活動などにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。ただし、宗教、政治に係る活動は除外する。

- (1) 回覧板の回付など、区域内の住民相互の連絡に関する事
- (2) 美化、清掃など、区域内の環境の整備に関する事
- (3) 防犯、防災および交通安全に関する事
- (4) 集会所の維持、管理に関する事
- (5) 取手市、その他の関係団体との連絡調整に関する事
- (6) その他、会の目的達成に必要と認められる事

(名称)

第2条 本会は、駒場団地自治会(以下「会」という。)と称する。

(区域)

第3条 会の区域は、駒場団地およびその隣接地からなり、取手市駒場1丁目、駒場2丁目、本郷4丁目に分布する地域にあるが、詳細は駒場団地案内図に別途示す。

(事務所)

第4条 会の事務所は、取手市駒場1丁目26番12号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 会の活動を賛助する法人および団体は賛助会員となることができる。ただし、法人および団体の賛助会員は表決などの会の意思決定には関与できない。

(収入および支出)

第 6 条 会員は、総会で定めた会費および特別会費を納めなければならない。

- 2 集会所の維持・管理・建替えなどの単年度の会費で賄えない事業資金は、特別会費で賄うこととするが、目的外の支出は認めない。
- 3 会費、特別会費の既納分は返却しないものとする。
- 4 会費、特別会費、各種賛助金および寄付金などの徴収、弔慰金、保険などの支出に関して、その実施要領は別途細則に定める。
- 5 賛助会員の会費は別途細則に定める。

(入会)

第 7 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で入会しようとする者は、本人の意思が確認できる入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 正当な理由なく会への入会を拒んではならない。

(退会)

第 8 条 次に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人の意思が確認できる退会届が会長に届けられた場合
- (3) 特別の理由なく一年間会費を滞納した場合
- (4) 死亡または失踪宣告を受けた場合

第3章 役員および監査役

(役員および監査役の種別および定数)

第 9 条 会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書記 1 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 防災担当 1 名
- (6) 集会所担当 1 名
- (7) 班長 各班 1 名以上

2 会は監査役 2 名を置く。

(役員及び監査役の選出)

第 10 条 役員および監査役は、次の方法で選出し、総会の承認を得ることとする。

- (1) 役員は、各班より 2 名以上を輪番で選出する。
- (2) 前条(1) ～ (6) の役員を 7 役と称し、役員の互選により選出する。
- (3) 監査役は役員会が委嘱し、役員が兼ねることはできない。

(役員および監査役の任務)

第 11 条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 書記は、会務を記録し、会務の管理調整を担当する。
- (4) 会計は、会の出納事務処理と会計書類の管理を担当する。
- (5) 集会所担当は、施設利用者の管理と保守に関わる事項を担当する。
- (6) 班長は、7 役を補佐し連絡事項の伝達、会費などの徴収を行う。

2 各役員の兼務の実施要領は、別途細則に定める。

3 監査役の任務は次の通りとする。

- (1) 会計および資産の状況の監査
- (2) 役員の業務執行の状況の監査
- (3) 上記(1)、(2)に不正の事実を発見したときは、総会に速やかに報告する。
- (4) 必要に応じて、前号の報告のために総会の招集を請求する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 1 年とする。ただしその再任を妨げないが、3 期を限度とする。

2. 会長が欠けたときは、役員会が後任会長を選出し、その者が残任期間を引き継ぐこととする。他の役員が欠けたときも同様とする。
3. 役員は辞任または任期満了後、後任者が引き継ぐまでその務めを続けることとする。

第4章総会

(総会の種別)

第 13 条 総会は、定時総会および臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、全会員を以て構成する。

(総会の権能)

第 15 条 総会は、次の事項を議決できる。

- (1) 規約の制定および改廃に関すること
- (2) 役員を選任および解任に関すること
- (3) 事業計画および予算の決定に関すること
- (4) 事業報告および決算の承認に関すること
- (5) 会費、特別会費の徴収額およびその方法に関すること
- (6) 会の解散、清算人の選任および財産の処分の方法に関すること
- (7) その他、会の運営に関する重要事項に関すること

(総会の開催)

第 16 条 定時総会は、毎年度決算終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の 5 分の 1 以上から目的を示して会議の請求があったとき
- (3) 第 11 条第 3 項第 4 号の規定により監査役から請求があったとき

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 2 か月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的、内容、日時および場所を開会日の少なくとも 5 日前までに文書をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。

- 2 議長は、中立的立場で議事進行に務めなければならない。議事進行上支障が生じた場合には、議長は役員会に打開策を求めその解決策に従うこととする。
- 3 必要に応じて副議長を選出することができる。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、規約の改廃および解散などの取手市長の認可要件に関わる事項については、総会で行使できる各々 1 個の表決権を有する。未成年者は親権者または代理により表決できる。

- 2 次の事項は、世帯内での意見の集約を前提とし、表決権は 1 世帯 1 票とする。

第 19 条、第 20 条の「会員」は「世帯の代表者」と置き替えて準用する。

- (1)恒例的、定例的な行事に関する計画と実施
- (2)集会所の維持・管理に関する計画と実施
- (3)備品、倉庫などの資産の維持・管理

(総会の書面表決など)

第 22 条 総会に出席できない会員または世帯代表者は、第 17 条第 3 項に従い役員会から通知された事項について書面をもって表決しそれを役員会に提示するか、または役員会に表決を委任できる。

2. 前項の場合における第 19 条および第 20 条の規定の適用については、その会員または世帯代表者は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 会員の現在数および出席者数(書面表決者および表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任
- 2 議事録には、議長、総会で選ばれた書記 2 人、前会長および現会長が署名押印することとする

第5章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、第 10 条第 1 項および第 2 項に従って選ばれた者で構成し、監査役は含まない。

- 2 役員会は、環境整備専門部会、自主防災会および各種の諮問委員会などを設けることができるが、その実施要領については別の規定、または細則で定める。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会長は、役員の 5 分の 1 以上から目的を示して会議の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは会議の目的、内容、日時および場所を少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は会長がこれに当たるが、役員の過半数の推薦者でも良い。

(役員会の定足数)

第 28 条 役員会は、第 19 条、第 20 条、第 22 条および第 23 条の規定を準用する。これらの規定中に「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第 29 条 資産は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実など
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決による。

(資産の処分)

第 31 条 第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる資産のなかで耐用年数を過ぎたり、使用しなくなったものは会員に 3 か月間公示後、異議がなければ役員会の権限で処分できるものとする。

2. 前項において異議のある場合は、総会において 4 分の 3 以上の議決を得て処分する。また、集会所の建替えや建屋を担保に供する場合も同じこととする。

(経費の支弁)

第 32 条 経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 33 条 事業計画および予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会で定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2, 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会で議決されない場合には、議決されるまでの間、会長は前年度の予算を基準として収入および支出の処理をすることができる。

(事業報告、収支決算書および財産目録など)

第 34 条 事業報告、収支決算書および財産目録などは会長が作成し、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けることとする。

(会計年度)

第 35 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会における会員の 4 分の 3 以上の議決および取手市長の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第 37 条 地方自治法第 260 条の 20 で規定されている次の事由により解散する。

- ① 総会における会員の 4 分の 3 以上の議決
- ② 会員の欠乏
- ③ 認可取消し
- ④ 破産手続き開始の決定

(残余財産の処分)

第 38 条 解散時の残余財産は、総会において 4 分の 3 以上の議決を得て、類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備え付け帳簿および書類)

第 39 条 事務所には規約、名簿、敷地及び建屋に関する書類、議事録、自治会報告、収支書、財産目録など資産の状況を示す書類、その他必要な書類を置かなければならない

- 2 前項の書類のうち公的な証書を除いて、他は電子ファイル保管でも良い。
- 3 個人情報の管理については別途規定する。

(別規定および細則)

第 40 条 本規約の実施要領の詳細は別に規定を設けるか、または細則として総会で定める。

附則 1 この規約は認可された 2017(平成 29)年 4 月 17 日から施行する。

- 2 設立初年度の事業計画および予算は、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず設立総会で定めるところによる。
- 3 設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にもかかわらず、設立認可のあった 2017(平成 29)年 4 月 17 日から 2018(平成 30)年 3 月 31 日までとする。